



平成26年度 「除雪機械出動式」を行いました

～奥中山小学校1年生を対象に除雪学習会も実施～

本格的な冬の到来を前にし、10月31日(金)に一戸町奥中山字西田子にある奥中山防災ステーションにおいて、「安全祈願式」と「除雪機械出動式」を行いました。

今年度の除雪作業の安全、除雪作業員の健康を祈願するとともに、冬期間の安全安心な道路交通の確保に万全の体制で取り組む事を確認しました。

二戸国道維持出張所では、国道4号・岩手町川口地内(旧玉山村境)から二戸市釜沢地内(青森県境)までの60.1kmの管理区間で除雪作業を行います。

今冬も安全には十分に気をつけて参りますので、除雪作業に対する皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

安全祈願式



除雪従事功労者表彰



長年にわたり除雪作業の第一線で、日夜を問わず活躍されている方々の功績をたたえ表彰式を行いました。

安全宣言



請負業者の除雪機械オペレーター代表から安全に作業する旨の宣言がありました。

エンジン始動!



除雪車出動!!



除雪学習会

同日の午前中、奥中山小学校1年生の皆さん(児童22名・先生2名)を迎え、除雪学習会を行いました。

二戸国道維持出張所職員から、道路管理・除雪機械について説明し、その後除雪機械に体験搭乗しました。質問コーナーでは「どうして除雪車は黄色いのですか?」「一日にどのぐらい除雪しているんですか?」などたくさんの質問がありました。

この除雪学習会で、除雪作業の重要性や除雪車に近づくことの危険性を学び、除雪作業に対する関心を深めていただきました。



除雪機械の周りは危ないので近づかないようにしてください!



★除雪機械体験搭乗★



早めの冬タイヤ・

チェーン装着を!!

過去5年で最も早い
主な峠の初雪時期



**走行予定の道路状況を
把握し雪道への備えを万全に!!**
冬タイヤ・チェーン・スコップ等

自分のために、

家族のために、

みんなのために、

**早めの冬タイヤ・
チェーン装着を!**

※峠名は通称名です

Webサイトで道路情報をご覧になれます!!

東北・
みち情報

- DoCoMo <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/i>
- au <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/ez/>
- SoftBank <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/v/>
- パソコン <http://www.thr.mlit.go.jp/road/>

46NAVI
(ヨロク・ナビ)

- DoCoMo <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/i/>
- au <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/ez/>
- SoftBank <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/v/>
- パソコン <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/>

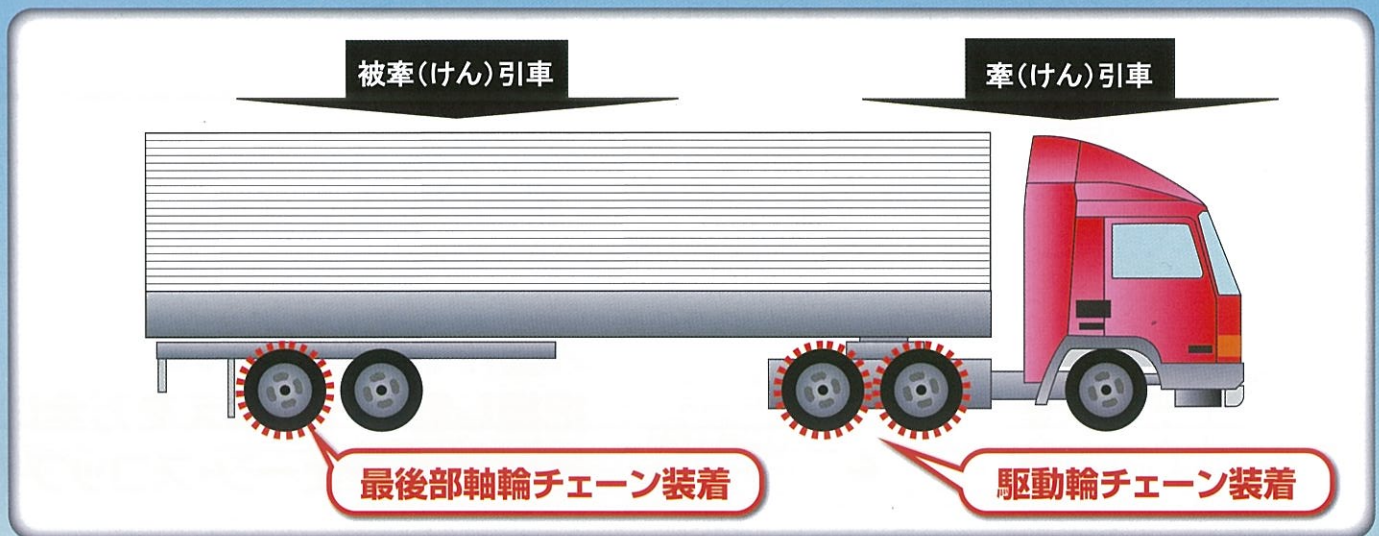
- 岩手県道路情報サービス
- ドラぷら(高速道路情報サイト)
- ドラぷらモバイル(高速道路情報サイト)
- パソコン・携帯電話 <http://www.douro.com/>
- パソコン <http://www.driveplaza.com/>
- 携帯電話 <http://m.driveplaza.com/>

国土交通省(岩手河川国道事務所・三陸国道事務所)・岩手県・岩手県警察本部
東日本高速道路(株)東北支社(盛岡管理事務所・北上管理事務所・八戸管理事務所)

岩手の積雪・凍結道路 を走行するために！

普通タイヤの場合、**駆動輪のすべてに** タイヤチェーンを装着
トレーラー車はタイヤチェーン駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の車輪に装着
または

雪道用タイヤを **全車輪** に装着
(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)



道路の状況により、タイヤチェーンを装着して万全の備えを!!

【滑り止め装置を不装着時の罰則等】

- 道路交通法 第71条(運転者の遵守事項)第6号
前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項
- 岩手県道路交通法施行細則 第14条(運転者の遵守事項)
法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。
(6)積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、又は雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けること、その他のすべり止めの方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。
- 道路交通法 第120条
5万円以下の罰金
- 反則制度 道路交通法 第125条
大型車7,000円、普通車6,000円、原付車5,000円

